令和９年度
相馬市保育所等
入所申し込みのご案内

相馬市 HP はこちら

保育所・認定こども園一覧

令和８年１０月１日時点

種別		施設名	定員	開所時間	令和９年度 受入年齢	保育サービス	
						延長 保育	乳児 保育
私立	認可保育所	中村報徳保育園	60名	7:00～19:00	産休明け～２歳	○	○
		相馬保育園	120名	7:00～19:00	産休明け～５歳	○	○
		みなと保育園	170名	7:00～19:00	産休明け～５歳	○	○
		さくらがおか保育園	60名	7:00～19:00	産休明け～２歳	○	○
		スクルドエンジェル 保育園そうま園	30名	7:30～19：30	産休明け～５歳	○	○
	認定こども園	みどり幼稚園 （保育利用）	170名	平日7：00～19：00 土曜日7：00～18：00	満３歳～５歳	○	－

※上の一覧以外の認定こども園（教育利用）、私立・公立幼稚園の申し込みについては各幼稚園へ申し込みください。
※定員数は令和８年１０月１日の時点の人数であり、保育のニーズ等により定員数が変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

この案内は、保育所等の申込みに関する手続きや必要書類、保育料などについて記載されていますので、必ずお読みいただき内容を確認したうえでお申込みください。

【問い合わせ先】
〒976-860１　相馬市中村字北町６３番地の３
相馬市役所　こども家庭課 こども家庭係（市役所１階　④番窓口）
電　話：０２４４－３７－２２０４／ＦＡＸ：０２４４－３７－２１６２

目次

目次 2
はじめに 3
教育・保育給付認定について 3
保育を必要とする事由 4
保育必要時間(保育標準時間と保育短時間) 5
入所までの流れ 6
申込みについて 7
令和９年度５月以降の入所申込書提出期限 8
令和９年度年齢区分一覧 8
保育所等申込必要書類 8
必ず提出が必要な書類 8
保育の必要性を確認するための書類 9
保育料の算定に必要な書類 １０
その他 １０
保育料について １１
保育料基準表 １４
入所選考基準 １５
市内教育・保育施設一覧 １７
私立保育所 １７
私立認定こども園 １７
市内幼稚園一覧 １８
私立幼稚園 １８
公立幼稚園 １８
相馬保育園 １９
みなと保育園 １９
スクルドエンジェル保育園そうま園 ２０
中村報徳保育園 ２０
さくらがおか保育園 ２１
みどり幼稚園 ２１
様式一覧（記入例） ２２

はじめに

教育・保育給付認定について

保護者が保育所などの利用を希望する場合には、住民登録をしている自治体から「教育・保育給付認定」を受けることが必要です。市は、保護者からの申請に基づいて、下記の３つの区分（１～３号認定）のいずれかに認定し、支給認定証を交付します。

教育・保育給付認定区分と利用可能施設は次のとおりです。

<table>
<tr><th colspan="2">認定
区分</th><th>対　象</th><th colspan="2">利用できる
主な施設・事業</th><th>施設・事業の内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">１号
認定</td><td rowspan="2">教育利用</td><td rowspan="2">お子さんが満３歳以上で、教育を希望する場合（２号認定者を除く）</td><td rowspan="2">教育施設</td><td>幼稚園
（満３～５歳）</td><td>幼稚園とは、幼児教育を行う教育施設です。</td></tr>
<tr><td>認定こども園
（教育）
（満３～５歳）</td><td rowspan="3">認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ、教育と保育を一体に行う施設です。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２号
認定</td><td rowspan="4">保育利用</td><td rowspan="2">お子さんが満３歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合</td><td rowspan="4">保育所等</td><td>認定こども園
（保育）
（０～５歳）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">保育所
（０～５歳）</td><td rowspan="2">保育所とは、就労などのために家庭で保育できない保護者に代わって、児童を保育する施設です。</td></tr>
<tr><td>３号
認定</td><td>お子さんが満３歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合</td><td>地域型保育事業
（０～２歳）</td><td>保育所より少人数で、０～２歳の子どもを保育する事業です。</td></tr>
</table>

※保護者と児童の住民登録が相馬市にある方 転入予定者を含む が対象です。

※ 号・ 号認定には次ページの「保育を必要とする事由」に該当することが必要です。

※「保育を必要とする事由」に当てはまらない満 歳以上の子どもは教育認定　号認定 となります。

保育を必要とする事由

保育を必要とする事由	条件等
①就労	居宅内・居宅外労働（フルタイム、パートタイム、自営業、在宅勤務等）で、１ヶ月に６４時間以上労働することを常態としている場合 （例）１日４時間以上かつ週４日以上の就労であること ※申請時に育児休業中で、職場復帰のために就労で申し込みする場合、保育所等に入所した月内の職場復帰が必要です。
②妊娠、出産	保護者の出産予定日月の前２ヶ月間と出産後の２ヶ月間（出産日から起算して８週を経過する日の翌日が属する月の月末）まで、児童の保育を必要とする場合 （例）出産予定日：６月３日　入所期間：４～７月
③保護者の疾病、障害	保護者が疾病や負傷、または心身に障害があるため、児童の保育を必要とする場合
④同居親族等の介護、看護	保護者が長期入院している親族や同居親族等を常時介護や看護する必要があるため、児童の保育を必要とする場合
⑤災害復旧	保護者が震災、風水害、火災などの復旧に従事する必要があるため、児童の保育を必要とする場合
⑥求職活動 （起業準備を含む）	保護者が求職活動することにより、その児童を保育できない場合 **※最長３か月のみ利用可能となります（就労先が決まり次第「就労」で認定します）。**
⑦就学 （職業訓練校等における職業訓練を含む）	保護者が就学（大学、専門学校、職業訓練校での職業訓練）のため、児童の保育を必要とする場合。ただし、通信制、定時制の学校は該当しません。
⑧虐待やＤＶのおそれがある場合	現に保護者が児童虐待を行っている、または再び行われるおそれがある場合、配偶者からの暴力により児童の保育を必要とする場合
⑨育児休業取得時に既に保育を利用している場合の継続利用	現在入所している児童の弟・妹の産後休暇終了後、引き続き育児休業を取得し、既に入所中の児童の継続利用を希望する場合 ※必要書類を提出することにより、原則、出生児童が満１歳になる月の月末まで継続利用が可能です。
⑩その他上記に類する状態にある場合	その他上記に類する状態として市が認める場合

※保育所等は、就労などのために家庭で保育できない保護者に代わって、児童を保育する施設です。保育を必要とする事由がなく、「子どもの保育に手がかかる」、「集団教育に慣れさせたい」、「友達がいない」等の理由だけで保育所等を利用することはできません。

保育必要時間(保育標準時間と保育短時間)

・就労時間などによって、必要保育時間を認定します。（**２号認定・３号認定の場合**）

認定区分	保育時間	保育を必要とする事由（例）
保育標準時間	１１時間	・就労（月　　時間以上） ・妊娠・出産・災害復旧　　など
保育短時間	８時間	・就労（月　時間以上　　時間未満） ・求職活動　　など

・保育所等の利用可能時間は、施設の開所時間（　時間）内での利用になります。さらに、「保育を必要とする事由」の状況によって、「保育標準時間（　時間）」または「保育短時間（ 時間）」のいずれかの区分に認定します。

・保育標準時間に該当する方が、保育短時間での利用を希望することはできますが、保育短時間に該当する方が、保育標準時間での利用を希望することは原則できません。ただし、通勤時間や始業時間等を考慮し、月１２０時間未満の就労であっても標準時間として認定する場合があります。

・利用可能な時間帯以外の時間帯に利用する場合は**、通常の保育料とは別に延長保育料が発生します**（延長保育料は各保育園ごとに設定しています）。

◆私立保育所(中村報徳保育園、相馬保育園、みなと保育園、さくらがおか保育園)の場合

：　　：　　：

<table>
<tr><td>保育標準時間
（　時間）</td><td colspan="3">利用可能な時間帯（保育標準時間　　時間）</td><td>延長保育
（有料）</td></tr>
<tr><td>保育短時間
（ 時間）</td><td>延長保育
（有料）</td><td colspan="2">利用可能な時間帯
（保育短時間　　時間）</td><td colspan="2">延長保育（有料）</td></tr>
</table>

：　　：３０　　：　　：

◆スクルドエンジェル保育園そうま園の場合

：　　：　　：

<table>
<tr><td>保育標準時間
（　時間）</td><td colspan="3">利用可能な時間帯（保育標準時間　　時間）</td><td>延長保育
（有料）</td></tr>
<tr><td>保育短時間
（ 時間）</td><td>延長保育
（有料）</td><td colspan="2">利用可能な時間帯
（保育短時間　　時間）</td><td colspan="2">延長保育（有料）</td></tr>
</table>

：　　：　　：　　：

◆みどり幼稚園(認定こども園２号認定)の場合

：　　：　　：

<table>
<tr><td>保育標準時間
（　時間）</td><td colspan="3">利用可能な時間帯（保育標準時間　　時間）</td><td>延長保育
（有料）</td></tr>
<tr><td>保育短時間
（ 時間）</td><td>延長保育
（有料）</td><td colspan="2">利用可能な時間帯
（保育短時間　　時間）</td><td colspan="2">延長保育（有料）</td></tr>
</table>

：　　：　０　　：　　：

入所までの流れ

1　申　込　（教育・保育給付認定、保育所等入所申込）

保護者が保育所等を自由に選んで申込みをすることができます。必要書類や申込期限等を確認のうえ申込みをしてください。申込期限後の受付けは翌月の選考になりますのでご注意ください。また、書類の不備や記入漏れなどがある場合には、受付けできないことがあります。

2　調　査

提出書類を確認し、申込み内容に不明な点（ご家庭や仕事の状況など）がある場合には、こども家庭課から電話等で内容確認を行います。場合によっては追加の書類提出をお願いすることがあります。

3　審　査

利用基準を満たしているかを審査し、入所選考を行います。

※選考は申込み順ではなく、保育の必要性が高い方から入所を決定します。

※申込書に記載された希望保育施設順に利用調整を行います。

※申込みの状況によっては、第１希望以外の教育・保育施設での調整となる場合もあります。

※選考時に保育料の滞納がある場合は、滞納状況によって減点します。

※申込後に申込内容（住所、家族構成、就労状況、施設希望順位など）に変更があった場合は必ずこども家庭課に連絡をしてください。書類の提出が必要な場合があります。

4　教育・保育給付認定

申請内容に基づき市で保育の必要性を認定（教育・保育給付認定）します。支給認定証は入所選考結果と同時に通知します。利用基準を満たしていないと判断された場合には「却下通知書」を送付します。

5　入所保留（待機）

審査の結果、利用基準を満たしているものの、入所定員を超えている等の理由により入所ができない場合は、「支給認定証」と「入所保留通知書」により通知します。申請は年度末まで有効となり、保育所等の欠員状況と申込み状況により、毎月１５日前後に審査を行います。入所保留期間中に入所可能となった場合、「入所承諾書兼保育料決定通知書」により通知します。（保留の毎月の連絡は行っておりません。）

※保留の期間中に転出や幼稚園入園などにより申込みを取下げる場合、こども家庭課に連絡のうえ取り下げ届を提出してください。

6　入所承諾・保育料決定

審査の結果、保育所等への入所が決定した場合には、「支給認定証」、「入所承諾書」、「保育料決定通知書」を送付します。入所までに保育所等と連絡をとり、入所準備を進めてください。入所は原則として毎月１日からとなります。

教育・保育給付認定決定及び認定証発行の遅延について

保育所等を利用するために必要な「保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）」は、保護者の申請から３０日以内に決定することが原則とされていますが、年度当初の４月入所については、審査及び調整に時間を要するため２月中の通知となりますのであらかじめご了承ください。

申込みについて

1　申込みのスケジュール

10 月 20 日(火)～ 書類配布開始	▶	11 月 2 日(月)～11 月 30 日(月) 1 次受付期間	▶	12 月 1 日以降 2 次受付・選考	▶	2 月中 審査結果通知予定

※ 書類配布はこども家庭課窓口で行うほか、市ホームページに掲載します。

※ 現在遠方にお住まいで年度内に相馬市に転入予定の方は郵送での申込みが可能です（受付期間内の消印有効）。

※ 市役所窓口で申請する場合は、申請書類の内容確認にお時間がかかるため、月～金（祝日のぞく）の 9:00～16:30 の間で申込みをお願いします。

※ １次受付期間後に申込みをした場合は、２次受付・選考の対象となります。

※ 審査結果は、２月中に通知する予定です。

2　申込方法

申込みは「書類提出」または「オンライン」のいずれかの方法で行ってください。

申込みの区分	書類で申込み	オンラインで申込み
新規申込み	市役所１階こども家庭課（④番窓口）へ提出	オンライン申請（①・②）
継続申込み	現在利用している施設へ提出	オンライン申請（③）

書類の提出先にご注意ください

新規申込み → 市役所１階こども家庭課（④番窓口）　／　継続申込み → 現在利用している施設

※ **認定こども園へ新規に申込みをする場合**は、市役所への申込みのほか、**希望する認定こども園での手続きも必要**です。

【オンライン申請】

新規申込み	継続申込み
①・②の両方の申請が必要です ①支給認定の申請 ＋ ②保育施設等の利用申込 ＋ ※どちらか一方だけでは申込みは完了しません。	③保育施設等の現況届

令和９年度５月以降の入所申込書提出期限

年度途中入所の申込期限は、**入所希望月の前々月の末日（休日の場合は翌平日）です**。

審査結果は入所希望月の前月１５日頃に通知します。

入所希望月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
締切日	３月３１日	４月３０日	５月３１日	６月３０日	８月２日	８月３日	９月３０日	１１月１日	１１月３０日	１月４日	１月３１日
	水	金	月	水	月	火	木	月	火	火	月

令和９年度年齢区分一覧

年齢区分	生年月日	年度	就学前まで保育を希望する場合 利用希望期間	満３歳の年度末まで希望する場合 利用希望期間
５歳児	令和　年　月　日 ～令和　年　月　日生まれ	令和３年度	令和　年３月３１日まで	
４歳児	令和　年　月　日 ～令和　年　月　日生まれ	令和４年度	令和　年３月３１日まで	
３歳児	令和　年　月　日 ～令和　年　月　日生まれ	令和５年度	令和　年３月３１日まで	
２歳児	令和　年　月　日 ～令和　年　月　日生まれ	令和６年度	令和　年３月３１日まで	令和　年３月３１日まで
１歳児	令和　年　月　日 ～令和　年　月　日生まれ	令和７年度	令和　年３月３１日まで	令和　年３月３１日まで
０歳児	令和　年　月　日 ～令和　年　月　日生まれ	令和８年度	令和　年３月３１日まで	令和　年３月３１日まで
０歳児※	令和　年　月　日～（産休明け）	令和９年度	令和　年３月３１日まで	令和　年３月３１日まで

※令和　年　月　日以降お生まれのお子さんは、令和　年度は　歳児になります。

※産休明けからの入所を希望する場合、満２か月（産後８週）となった月の翌月１日からの入所となります。

保育所等申込必要書類

必ず提出が必要な書類

□　施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育認定申請書（現況届）兼入所・入園【新規・継続】申込書（＊児童一人につき１枚）

□　家庭状況調査書（《表》父母・《裏》祖父母　＊１世帯につき１枚）

※新規申し込みの場合は、提出の際に申請者（書類を持参する方）の番号確認及び本人確認を行うため、マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類をお持ちください。

保育の必要性を確認するための書類

父母及び同居・同敷地にお住まいの 65 歳以下の祖父母等（おじ・おばを含む）の証明書類がそれぞれ必要です。

保護者等の状況	必要な書類	確認欄（同居・同敷地・隣接敷地内を含む）					保育の必要量（見込）
		父	母	祖父	祖母		
①就労	居宅外労働（会社員・公務員・自営業など） ●就労証明書(変則勤務の場合はシフト表を添付) 居宅内労働（内職など） ●内職従事・支払証明書	□	□	□	□	□	標準時間 短時間
②妊娠、出産 ＜産前産後＞	●病気（障がい）・就学・出産申立書 ●母子健康手帳の写し （表紙と出産予定日が確認できるページ）	—	□	—	—	—	標準時間
③保護者等の疾病、障がい	●病気（障がい）・就学・出産申立書 ●医師の診断書など （状態が確認できる書類）	□	□	□	□	□	標準時間 短時間
④同居等親族の介護、看護	●介護（看護）状況申立書 ●介護保険証の写しなど　（被介護者の介護・看護の必要性がわかる書類）	□	□	□	□	□	標準時間 短時間
⑤災害復旧	●り災証明書 ※こども家庭課こども家庭係までご相談ください	□	□	□	□	□	標準時間
⑥求職活動 （起業準備を含む）	●求職活動状況申立書 ※最長 3 か月のみ利用可能となります（就労先が決まり次第「就労」で認定します）。	□	□	□	□	□	短時間
⑦就学 （職業訓練校等における職業訓練を含む）	●病気（障がい）・就学・出産申立書 ●在学証明書、学生証などの写し （カリキュラム表など日中保育できない時間・日数が確認できるもの）	□	□	□	□	—	標準時間 短時間
⑧虐待やＤＶのおそれがある場合	●（相談機関が発行する）証明書などの写し ※こども家庭課こども家庭係までご相談ください	□	□	□	□	□	標準時間
⑨育児休業取得時に既に保育を利用している場合の継続利用	●育児休業に伴う保育所等継続利用届 ●就労証明書等 （産休・育休期間の記載のあるもの）	□	□	—	—	—	標準時間 短時間
⑩その他上記に類する状態にある場合	※こども家庭課こども家庭係までご相談ください	□	□	□	□	□	標準時間 短時間

※申請書類の内容に虚偽や事実と異なることがあった場合には、利用承諾を取り消す場合があります。

※必要に応じて、別途書類の提出を求める場合があります。

保育料の算定に必要な書類

以下の世帯状況に該当する場合は、下記書類の提出が必要です。

世帯の状況	必要書類	確認欄
生活保護世帯	**生活保護受給証明書の写し**	□
入所児童の同居者に障がいのある方がいる世帯	**障害者手帳等の写し** （身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書）	□

その他

申込書を提出した後や入所保留中、保育所等入所後に家庭状況（住所、電話番号、氏名、世帯構成、勤務先）などに変更があったときは、書類の提出が必要になりますので、必ずこども家庭課と保育所等に連絡してください。変更届は毎月２５日までに提出してください。

・保育の必要性の事由が変わったとき
（例１）就労先を退職し、求職状態となるとき（就労⇒求職活動に変更）
（例２）求職活動中に就労先が決まったとき（求職活動⇒就労に変更）
（例３）妊娠・出産のために就労先を退職したとき（就労⇒妊娠・出産に変更）
（例４）出産後、出生児の育児休業を取得し、現に入所している児童の継続利用を希望するとき
（就労⇒育児休業中の継続利用に変更）
・就労先や就労内容（時間など）が変わるとき
・祖父母などの親族と同居を開始したり、同居を解消したりしたとき
・保護者（父母）の離婚・再婚・死別があったとき
・相馬市内で住所が変わったとき
・相馬市外へ転出するとき（※相馬市から市外に転出する場合は退園になります。）
・入所の必要がなくなり退所するとき
・保育が可能になったなどの理由により入所申込を取り下げるとき

※入所期間中でも、保育所等に入所できる基準に該当しなくなった場合には、保育の実施を解除する場合があります。

保育料について

◆保育料

・保育にかかる費用は、国、県、市、保護者が負担することになっています。保護者の方には、利用者負担金（保育料）として負担いただきます。

・０～２歳児の保育料には、給食、おやつ、ミルク等保育に必要な費用が含まれています。
３～５歳児の保育料は幼児教育・保育無償化により無償となりますが、副食費（おかず・おやつ等）は、園に直接納入いただきます。

・保育料は１ヶ月単位の月額で、日割りはありません。月の１日現在で在籍し、月の途中で通所しなくなっても１ヶ月分の保育料がかかります。

◆保育料の納入方法、納入期限

・毎月、20 日頃に保育園から納入の連絡があります。

・指定の納期限（毎月月末）までに保育園に納入してください。

・納入期限は、当月月末（土、日、祝日の場合は翌業務日）です。※12 月は 25 日頃

◆保育料の算定切り替え時期

・毎年　月が保育料の切り替え時期となります。保育料の決定額は４月と９月に通知します。

・４月から８月分までは前年度の市町村民税課税額で決定し、９月から翌年３月分までは今年度の市町村民税課税額で決定します。

月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
前年度（令和８年度）の 市町村民税額に基づく保育料					当年度（令和９年度）の 市町村民税額に基づく保育料						
令和７年中の所得					令和８年中の所得						

◆保育料の算定

・保育料は、国が定めた額を上限として各市町村ごとに定めています。

・保育料は、児童の年齢（4月1日現在で3歳以上児・3歳未満児）と保育必要量（標準時間、短時間）に応じて、保護者（父母）等の市町村民税所得割課税額の合計額を基に決定します。

・多子世帯の状況、特別認定の状況（生活保護・ひとり親世帯、在宅障害者の方がいる世帯など）により保育料の軽減があります。

・父母の収入や扶養の状況により、同居の祖父母等が家計の中心者と判断される場合には、家計の中心者の方の市町村民税所得割額を合算して決定する場合があります。

・市町村民税所得割額の算定では、住宅借入金等特別控除額、寄付金税額控除額、配当・外国税額控除額などの適用はありません。

・４月１日現在の年齢区分で決定し、年度途中で年齢が変わっても、年齢による保育料の変更はありません。

◆ 保育料の軽減

・特別認定

母子世帯及び父子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当、障害者基礎年金等を受ける世帯）

※保育料の階層によって軽減が異なります。

・多子軽減

小学校就学前のきょうだいが幼稚園や保育所などの施設を利用している場合や、保護者と「生計を一にする」子ども等（年齢制限なし）がいる場合。

※保育料の階層及び特別認定状況によって軽減が異なります。

以下のいずれかに該当する場合には多子軽減が適用されます。

（1）市町村民税所得割額　57,700 円以上の世帯

保育所や認定こども園、幼稚園などを利用するきょうだいが 2 名以上いる場合、就学前の最年長の子どもから順に、第 1 子は全額負担、第 2 子は半額、第 3 子以降は無料となります。

（2）市町村民税所得割額　57,700 円未満の世帯

生計を一にする子どもが 2 名以上いる場合、最年長の子ども（年齢制限なし）から順に、第 2 子は半額、第 3 子以降は無料となります。

（3）市町村民税所得割額　77,101 円未満のひとり親家庭等の世帯

生計を一にする最年長の子ども（年齢制限なし）から順に、第 1 子は全額、第 2 子以降は無料となります。

◆多子算定対象者

区分	支給認定	市町村民税 所得割額	改正後（令和 3 年 10 月～）
保 育 所 等	2・3 号認定	57,700 円以上	保護者と「生計を一にする」小学校就学前までの施設利用子ども
		57,700 円未満	保護者と「生計を一にする」子ども （未就園児、認可外保育施設利用子どもも含む）

※「生計を一にする」とは

必ずしも同居を要件とするものではありません。例えば、勤務、修学、療養費等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

① 保護者に監護される者（未成年）

② 保護者に監護されていた者（成年）

③ 保護者またはその配偶者の直系卑属

◆多子軽減一覧

２号・３号認定　　【全額●　半額▲　無料■】

市町村民税 所得割額	国階層	市階層	多子算定 児童要件	多子算出	軽減内容
57,700 円以上	第４階層の一部 第５～８階層	Ｄ３階層の一部 Ｄ４～Ｄ６	小学校就学前まで の施設利用児童	１人目	全額●
				２人目	半額▲
				３人目以降	無料■
57,700 円未満	第１～３階層、 第４階層の一部	Ｃ２～Ｄ３階層の 一部	年齢制限 なし	１人目	全額●
				２人目	半額▲
				３人目以降	無料■
77,101 円未満 ひとり親世帯等	第１～３階層、 第４階層の一部	Ｃ１～Ｄ３階層の 一部	年齢制限 なし	１人目	全額●
				２人目	無料■
				３人目以降	無料■

保育料基準表

（令和元年 10 月 1 日～）

上段	基準額（全額）
中段	１／２額（半額）
下段	０／１０額（無料）

≪２号・３号認定≫

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分					保育料の月額(円)			
					３歳未満児の場合 (4/1現在)		３歳以上児の場合 (4/1現在)	
国階層区分	市階層区分	定義			標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	A	生活保護世帯等			0	0	幼児教育・保育の無償化により保育料無償化（ただし、副食費等の実費は無償化対象外）	
2	B1	A 階層を除き、当該年度分（４月から８月までにあっては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯		ひとり親世帯または在宅障害児（者）世帯等	0	0		
	B2			ひとり親世帯または在宅障害児（者）世帯等以外の世帯	0	0		
					0	0		
					0	0		
3	C1	A 階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、均等割のみ課税世帯（所得割の額のない世帯）		ひとり親世帯または在宅障害児（者）世帯等	4,800	4,740		
					0	0		
					0	0		
	C2			ひとり親世帯または在宅障害児（者）世帯等以外の世帯	10,200	10,080		
					5,100	5,040		
					0	0		
	D1	A 階層及び C 階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	所得割額 48,600 円未満	ひとり親世帯または在宅障害児（者）世帯等	9,000	9,000		
					0	0		
					0	0		
	D2			ひとり親世帯または在宅障害児（者）世帯等以外の世帯	11,700	11,520		
					5,850	5,760		
					0	0		
4	D3		所得割額 48,600 円以上 77,101 円未満	ひとり親世帯または在宅障害児（者）世帯等	9,000	9,000		
					0	0		
					0	0		
			所得割額 48,600 円以上 97,000 円未満		18,000	17,700		
					9,000	8,850		
					0	0		
5	D4		所得割額 97,000 円以上 133,000 円未満		30,400	29,920		
					15,200	14,960		
					0	0		
	D5		所得割額 133,000 円以上 169,000 円未満		35,600	35,040		
					17,800	17,520		
					0	0		
6 7 8	D6		所得割額 169,000 円以上		45,600	44,880		
					22,800	22,440		
					0	0		

※多子軽減の適用については、市町村民税所得割額により異なります。

入所選考基準

別表第１（第２条第３項関係）

入所選考基準

番号	事由	保護者の状況				基準点数
1	就労	被用者	月２０日以上（週５日以上稼働）		１日７時間以上の就労を常態（月 140 時間以上）	10
					１日６時間以上の就労を常態（月 120 時間以上）	9
					１日５時間以上の就労を常態（月 100 時間以上）	8
					１日４時間以上の就労を常態（月 80 時間以上）	7
					１日３時間以上の就労を常態（月 64 時間以上）	6
			月１６日以上（週４日以上稼働）		１日７時間以上の就労を常態（月 112 時間以上）	8
					１日５時間以上の就労を常態（月 80 時間以上）	7
					１日４時間以上の就労を常態（月 64 時間以上）	6
			月１２日以上（週３日以上稼働）		１日７時間以上の就労を常態（月 84 時間以上）	7
					１日５時間以上の就労を常態（月 64 時間以上）	6
		被用者（保育士等）	月２０日以上（週５日以上稼働）		１日７時間以上の就労を常態（月 140 時間以上）	15
					１日４時間以上の就労を常態（月 80 時間以上）	12
		自営業、農業、漁業等	中心者		１日７時間以上の就労を常態（月 140 時間以上）	10
					１日６時間以上の就労を常態（月 120 時間以上）	9
					１日５時間以上の就労を常態（月 100 時間以上）	8
					１日４時間以上の就労を常態（月 80 時間以上）	7
			中心者以外の者		１日７時間以上の就労を常態（月 140 時間以上）	8
					１日６時間以上の就労を常態（月 120 時間以上）	7
					１日５時間以上の就労を常態（月 100 時間以上）	6
					１日４時間以上の就労を常態（月 80 時間以上）	5
		内職			１日７時間以上の就労を常態	7
					１日４時間以上の就労を常態（月 64 時間以上）	4
2	妊娠・出産	妊娠中または出産後間もない場合（出産予定日前８週（多胎の場合は前１４週）と出産後８週）				9
3	保護者の疾病等	疾病・負傷	入院		おおむね１ヶ月以上の入院の場合	10
			居宅内療養	常時臥床	１ヶ月以上常時臥床状態にある場合	10
				精神性等	精神性疾患又は感染性疾患等により長期安静加療を必要とする場合	8
				一般療養	おおむね１ヶ月以上安静加療を必要とする場合	6
		心身障害	重度		身体障害者手帳１級若しくは２級または療育手帳Ａ、精神障害者保健福祉手帳１級または２級を所持しているかこれと同程度の障がいの場合	10
			中度		身体障害者手帳３級又は療育手帳Ｂ、精神障害者保健福祉手帳３級を所持しているかこれと同程度の障がいの場合	7
			軽度		身体障害者手帳４級以下を所持しているか若しくはこれと同程度の障がいの場合	5
4	介護・看護	常時介護・看護			入院など就床安静を要する、または日常生活全般において介助等を要する同居親族等の介護・看護等	8
		一部介護・看護			頻繁な通院等の付き添い、または日常生活において頻繁に介助等を要する同居親族の介護・看護等	6
		心身障害児者介護			心身障害児の介護、通園、通院、通学に従事している場合	6
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合				10
6	求職活動	就職先内定（就労証明書未提出の場合）				5
		就職先未定				3
7	就学	就学及び各種訓練学校			学校又は専修学校等に通学している場合は就労（被用者）に準ずる	5～10
					職業訓練等を受けている場合	6
8	虐待・ＤＶ	虐待やＤＶのおそれがあることに該当するなど、社会的養護が必要な場合				15
9	育休中継続利用	就労継続の勤務条件に準ずる				5～10
10	その他	保護者の状況が上記各項目に類するものとして保育の必要性を市長が認める場合				5～15
11	不存在調整	死別、離別、未婚等によるひとり親家庭または両親のいない家庭の場合				15
		離婚前提による別居、市外に単身赴任等により保護者の一方が不在の場合				10

※　「保育士等」とは保護者が市内の認可保育施設に保育士又は保健師、看護師（准看護師含む）として就労する場合をいう。

※　「中心者」とは自営業等において事業主本人など事業の中心者として就労する場合をいう。

１　保育の利用の優先度については、父母等（以下「保護者」という。）が保育を必要とする事由・状況に応じ、別表第一に基づく基準点数の合計により点数化し、基準点数の合計が高い順に利用の優先順位を決定する。

２　別表第一において該当する項目の基準点数を保護者それぞれの点数とし、その点数を合算して基準点数の合計を算出する。

３　保護者が一人であるときは、その保護者の点数に「１１不存在調整」の該当する項目の点数を合算して基準点数の合計を算出する。

４　保護者の状況が複数の事由に該当する場合は、該当する基準点数のうち最も高い点数をその保護者の点数とする。

５　１～４により算出した基準点数の合計が同一の場合は、別表第二に定めるところにより利用の優先順位を決定する。

別表第２（第２条第３項関係）

調整点数

区分	世帯の状況		調整点数
加点	生活保護法による被保護世帯		５
	主たる生計維持者の失業により就労の必要性が高い世帯		４
	特別児童扶養手当の支給対象障害児又は障害者手帳若しくは療育手帳の交付を受けているかこれと同等の障害を有すると認められる障害児保育の必要がある世帯		４
	育児休業取得により一時退所した児童が、育児休業満了に伴い同じ保育所等に再入所を希望する世帯		４
	産後休業又は育児休業後に職場復帰する世帯		３
	１８歳到達後最初の３月３１日までの間にある児童を３人以上養育している世帯		３
	保護者の勤務先に入所可能な託児所等がない世帯		３
	現に兄弟姉妹が入所している保育所等を希望する世帯		２
	地域型保育事業（小規模保育事業等）の卒園児童の転園を希望する世帯		２
	優先的に入所の必要がある世帯（選考会議で認められたもの）		２
	兄妹姉妹（多胎児を含む）の同時入所を希望する世帯		１
減点	選考会議時において保育料の滞納がある場合（誓約履行滞納者を含む。）	３か月分以上６か月分未満	-2
		６か月分以上12か月分未満	-4
		12か月分以上	-5

１　別表第一による基準点数の合計が同一の場合で、利用の優先順位が決定しない場合は、基準点数と別表第二による調整点数の合計が高い順に利用の優先順位を決定する。

２　別表第二において複数の世帯の状況に該当する場合は、該当する全ての調整点数を合計し、合計点数を算出する。この場合において、加点の区分に該当する場合は加算し、減点の区分に該当する場合は減算する。

３　２により算出した合計点数も同一の場合で、利用の優先順位が決定しない場合は次の事項に該当する者から順に利用の優先順位を決定する。

① 別表第一において保護者の状況が複数の事由に該当する者
② 相馬市民である者（転入予定者を含む）
③ 市の一時預かり保育に児童を預け就労している者
④ 保育可能な祖父母等親族がいない者
⑤ 入所保留期間の長い者

４　３によっても利用の優先順位が決定しない場合は、市長が優先順位を決定する。

市内教育・保育施設一覧

私立保育所

令和８年１０月１日時点

施設名 クラス年齢	所在地	電話番号	定員	開園時間	延長保育	休日保育
中村報徳保育園 ～ 歳児	中村字川原町 番地			標準時間 ：　： 短時間 ：　：	○	－
相馬保育園 ～ 歳児	中野字寺前 番地の				○	－
みなと保育園 ～ 歳児	尾浜字原 番地				○	○
さくらがおか保育園 ～ 歳児	中村字川沼 番地				○	－
スクルドエンジェル 保育園そうま園 ～ 歳児	塚ノ町二丁目 番地の			標準時間 ：　： 短時間 ：　：	○	－

※延長保育の時間　標準時間認定　：　：　スクルドエンジェル保育園は　：　：
短時間認定　：　：　、　：　：
スクルドエンジェル保育園は　：　：　、　：　：

私立認定こども園

令和８年１０月１日時点

施設名 クラス年齢	所在地	電話番号	定員	開園時間	延長保育	休日保育
みどり幼稚園 満 ～ 歳児 号（教育認定）	中村字大手先 ９番地			：　－　：	○	－
みどり幼稚園 満 ～ 歳児 号（保育認定）				標準時間 ：　： 短時間 ：　：	○	－

※延長保育の時間　標準時間認定　18：00-19：00、短時間認定　7：00-8：00、16：00-19：00
１号(教育認定)の一時預かり　8：00-18：00　延長保育　7：00-19：00

◆延長保育時間とは、必要保育時間（標準時間・短時間）の前後に、保護者の勤務時間等に応じ延長して行う保育です。各園で延長料金が発生します。

◆集団保育が可能で日々通所できるお子さんが対象になります。

◆各保育所等では少しずつ環境変化に慣れていただくため、入所日から徐々に保育時間を伸ばしてく、ならし保育期間を設けています。ならし保育期間は、入所日以降になります。

◆母乳のみで授乳されている場合、入所前に哺乳瓶の練習をしておく必要があります。

◆各保育所等では、待機児童解消のため定員を超えて入所児童を受け入れています。

市内幼稚園一覧

幼稚園（新制度移行園）

令和８年１０月１日時点

施設名	公私区分	受入年齢	所在地	電話番号（　　）	利用定員
中村幼稚園	私立	満　歳～　歳	新沼字坪ヶ迫　　番地の		名
大野幼稚園	公立	歳～　歳	大坪字東畑　番地		歳児：　名 歳児：　名 飯豊幼稚園のみ　歳児　名
八幡幼稚園			坪田字清水前　番地の		
飯豊幼稚園			大曲字天神前　　番地		
山上幼稚園※			山上字柳下　　番地の		
磯部幼稚園※			磯部字上ノ台　　番地の		
日立木幼稚園※			日下石字神明前　　番地		

※　山上幼稚園、磯部幼稚園、日立木幼稚園は休園中です。

※　上記幼稚園に関する問い合わせは、それぞれの幼稚園に問い合わせてください。

幼稚園（私学助成園）

令和８年１０月１日時点

施設名	公私区分	受入年齢	所在地	電話番号（　　）	定員
原釜幼稚園	私立	満　歳～　歳	原釜字由沼　番地の		名

※ 上記幼稚園に関する問い合わせは、それぞれの幼稚園に問い合わせてください。

相　馬　保　育　園

保　育　方　針

★乳幼児健康体力づくり
★安全保育の配慮
★乳児保育の充実
　保育士による保育と育児相談、空気殺菌装置の設置
★心身ともに健康でいきいきと、意欲的に生活できる子どもの育成
　世代間交流、異年齢児活動、
　マーチングバンド活動、パレード等地域行事への参加、
　絵画造形教室、社会学習

住 所 ／ 連 絡 先

★住　　所
　〒９７６－００３７
　相馬市中野字寺前３７番地の８
★電 話 等
　電　話：３５－２５７０
　ＦＡＸ：３５－２６７０

みなと保育園

保　育　方　針

★「子らの幸、希(ねが)いをこめて」をスローガンに子ども達が心身ともに活発、健康で明るく育つように。
★何でも自分で意欲的に生活できる子どもを育てる。
★地域性を生かした様々な事業に積極的に取り組む。

住 所 ／ 連 絡 先

★住　　所
　〒９７６－００２２
　相馬市尾浜字原１８９番地
★電 話 等
　電　話：３８－８０４５
　ＦＡＸ：３８－６２９０

スクルドエンジェル保育園そうま園

保　育　方　針

★保育の中で、専門の講師による教育プログラム(モンテッソーリ教育、リトミック、幼児英語プログラム、幼児体育)を導入しています。
★情操教育に良い音楽以外、テレビ等は一切活用しません。
★働くお父さんとお母さんの負担軽減として、寝具を保育園で用意し、おむつのサブスク､連絡帳やおたより等の ICT 化(携帯や PC からいつでも確認可能)を行っています。ご家庭と連携を深め、保護者の方々の日々の子育てを精一杯応援します。

住 所 ／ 連 絡 先

★住　　所
〒９７６－００１５
相馬市塚ノ町二丁目７番地の１
★電 話 等
電　話：４１－９０４２
ＦＡＸ：３６－５６６７

中 村 報 徳 保 育 園

保　育　方　針

★一人ひとりの家庭環境や成長発達に配慮し、乳幼児期にふさわしい健康で安全な環境づくりをします。
★子どもの心をしっかり受け止め、さまざまな経験を通して豊かな人間性を持った子どもに育つようかかわっていきます。
★家庭的な雰囲気での少人数保育を実施しております。
★音楽の先生をお招きし、音やリズムに親しめる時間を設けております。歌や楽器の音に触れながら楽しく感性を育んでいます。
★保育士の生の声での保育を大切にし、メディア(TV、DVD 等)を使用しません。

住 所 ／ 連 絡 先

★住　　所
〒９７６－００４２
相馬市中村字川原町５０番地
★電 話 等
電　話：３６－１８００
ＦＡＸ：３５－３４６３

さくらがおか保育園

保　育　方　針

★子育ての核となり、養護と教育を積極的に取り入れた総合的な保育園として発達段階に応じた基本的生活習慣を身につけ、子ども一人一人の心の成長を育みます。
★家庭的な雰囲気を大切にし、明るい環境のもとで家庭と協力しながら健やかに育てることに努めます。
★０歳児からの絵本の読み聞かせ、赤ちゃんマッサージ、感性を育てる感覚遊び（五感を使う遊び）、健康体操（丈夫な体作り）
★正看護師による園児の視診と病気の相談

住 所 ／ 連 絡 先

★住　　所
〒９７６－００４２
相馬市中村字川沼２９８番地
★電 話 等
電　話：３７－７２１１
ＦＡＸ：３７－７２１２

みどり幼稚園

教育・保育方針

★世界に羽ばたく力と感性豊かでたくましさのある子どもの育成を教育、保育目標としています。
★子育て専門家としての役割意識と使命感を持ち、子ども一人一人の意思及び人格を尊重しながら、保護者と共に、より良き人間形成の基礎を培う教育、保育を行います。
★人間形成の基礎を育む保護と教育の充実を図る。
★感性豊かな心情、意欲、態度の形成を図り、我慢強い心と利他の精神を育み、たくましい身体と考える力を培う。
★様々な体験を通じて、生きる力や頑張る力、優しさと思いやり、奉仕の心を培う。

住 所 ／ 連 絡 先

★住　　所
〒９７６－００４２
相馬市中村字大手先３９番地
★電 話 等
電　話：３５－２４６３
ＦＡＸ：３５－６００７

記入例（新規用）

新規を○で囲んでください。

令和9年度

施設型給付費・地域型保育給付費等

教育・保育給付認定申請書（現況届）兼 保育施設等【（新規）・継続 】利用申込書

相馬市長・相馬市福祉事務所長 様

申請日：令和　　年　　月　　日

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認

★記入上のお願い★　申請・申込書内のチェックボックス（□）は塗りつぶ

転入予定の方は居住地欄に居住予定住所及び転入予定日を、住民登録地欄に現住所をご記入ください。

原則として、児童手当受給者など家計の中心者の氏名をご記入ください。

保護者（申	居住地	相馬市中村字北町63番地の3	
	住民登録（居住地と異なる場合のみ記入）		
	ﾌﾘｶﾞﾅ	ソウマ タロウ	連絡先　※優先者を塗りつぶし（■）してください。
	氏　名（児童手当を受給している保護者（別居している場合等は除く）	相馬 太郎	□父携帯　070-●●●●-●●●● / ■母携帯　080-▲▲▲▲-▲▲▲▲
	ﾌﾘｶﾞﾅ	ソウマ ハルコ	生年月日：□平成 ■令和 6年 5月 1日 / 年齢：R9.4.1時点 2歳 / 性別：男・女
	氏　名	相馬 春子	

希望する教育・保育給付認定及び利用施設名等

希望認定期間区分	教育・保育給付認定及び	令和 9年 4月 1日 から　□令和　年　月　日まで　■就学前まで

施設及び保育の理由により利用できる期間が異なります。
どちらかを選択・記入してください。
・満3歳まで受入可能な園を希望する場合は利用希望期間を記入
・満6歳まで受入可能な園を希望する場合は「就学前まで」を選択

	用給付認定申請が必要			時間
	幼稚園			■教育標準時間

■保育認定（2号・3号）
保育園等の保育施設において保育の利用を希望する場合（幼稚園等との併願の場合を含む）。

				時間
施設名	第1希望	新規・継続	○○○	■保育園 □幼稚園
	第2希望	新規・継続	○○○	■保育園 □幼稚園
	第3希望	新規・継続	○○○	■保育園 □幼稚園
	第4希望	新規・継続	○○○	■保育園 □幼稚園

■保育標準時間（1日11時間まで）
□保育短時間（1日8時間まで）

●児童の家庭状況　※児童と同居及び同敷地内に居住する家族をご記入ください

単身赴任等で相馬市外に住民票がある方は記入

児童との続柄	氏名	個人番号（新規申込の場合のみ記			先	1.1時点の住所地（相馬市以外の場合のみ記入）※
父	相馬 太郎	個人番号 1 2 3 4 ● ● ● / 昭和・平成 6年 9月 1日	32歳	○○工務店		南相馬市
	現住所（住民票の住所が相馬市でない場合のみ記入）	福島県南相馬市鹿島区●●字●●番地				
母	相馬 花子	個人番号 1 2 3 4 ● ● ● ● ● ● ● ● / 昭和・平成 6年 8月 1日	32歳	㈱○○		
	現住所（住民票の住所が相馬市でない場合のみ記入）					
本人	相馬 春子	個人番号 1 2 3 4 ● ● ● ● ● ● ● ● / 平成・令和 6年	2歳			
姉	相馬 夏子	個人番号 1 2 3 4 / 昭和・平成・令和				
祖父	相馬 一郎	個人番号 1 2 3 4 / 昭和・平成・令和				
祖母	相馬 一子	個人番号 1 2 3 4 / 昭和・平成・令和				
		個人番号 / 昭和・平成・令和　年　月	歳			
		個人番号 / 昭和・平成・令和　年　月　日				

新規申し込みの場合のみ、個人番号を記入してください。市役所に申請する際に、窓口に来られる方のマイナンバーカードを確認させていただきます。通知カード持参の方は身分証明書も併せて確認いたします。

障害者手帳などのコピーを提出してください

託児所の有無	父または母の勤務先に児童が入所可能な託児所が　□ある　■ない
生活保護の適用	■なし　□あり（　年　月　日保護開始）
ひとり親家庭及びそれに類する状況	■非該当　□死亡　□離婚　□未婚　□生死不明　□その他（　）
障がいのある者がいる世帯	□なし　□子ども本人　■子ども本人以外（氏名　相馬 一子　）

※障がいのある者がいる世帯の場合、手帳の写し等証明書類を添付してください。

※4～8月入所希望の場合は「令和8年」、9月～3月入所希望の場合は「令和9年」の1月1日の住所地をご記入ください。（記入例）宮城県●●町、北海道●市

●児童の状況

児童の保育状況健康状態	現在の保育状況	■家庭（ 内・外 ）で（ 父・母・祖父・祖母・その他（　　））が保育している □保育施設に在園中　　施設名（　　）
	健康状態	■良好　□普通　□病弱　　持病等（　　）
	食　事	■普通食　□離乳食　□混合　□ミルクのみ　□母乳のみ
	アレルギー	■なし　□あり（　　）
	障がいの状態	■なし □あり　□療育手帳　　□障害者手帳　　□障害児福祉手当 □特別児童扶養手当　　□その他（　　）
	特記事項	

●保育の利用を必要とする理由　※保育の利用を希望する方のみ記入してください。

続柄	保育の利用を必要とする理由 ※別途、保育の必要性を証明する書類の添付が必要となります。	具体的な状況等
父	■就労　□疾病・障がい　□介護等　□災害復旧　□求職活動 □就学　□虐待・ＤＶの恐れ　□育休取得中の保育継続利用(継続のみ) □妊娠・出産　□その他（　　）	
母	■就労　□疾病・障がい　□介 □就学　□虐待・ＤＶの恐れ　□育 □妊娠・出産　□その他（　　）	○月○日復職予定
利用希望曜日・時間	曜日【 月・火・水・木・金・土・日 】 ・平日【 8時 00分 から 18時 00分 まで】 ・土曜【 時 分 から 時 分 まで】 ・日曜【 時 分 から 時 分 まで】	

復職予定の方は復職予定日を記入してください。

就労を理由として利用する場合、就労時間・曜日等に合わせた利用をお願いします。保護者の就労がない日は基本的に児童もお休みです。

以下は新規申込者（保育の利用を希望）の方のみご記入ください

●保育施設入所申込みに関する確認事項

確認事項１ ※兄弟姉妹で同時に申込みの方のみ	希望する項目を選択してください。 □同じ保育施設への入所を希望する ※同じ保育施設に入所できない場合は申込みした児童全員が保留となります。 □同じ保育施設への入所ができない場合は、別々の保育施設でもよい
確認事項２ ※兄弟姉妹で同時に申込みの方のみ	希望する項目を選択してください。 □同時期の入所を希望する ※同時期に入所できない場合は申込みした児童全員が保留となります。 □入所の時期が別々でもよい ※入所時期が別々となった場合、入所できなかった児童の預け先の確保が必要です。

※記入内容に誤りや虚偽があった場合、施設を利用できない場合があります。

同意書	教育・保育給付認定の申請及び保育所入所（保育所等利用調整）申込にあたり、次の事項について同意します。 １　相馬市が教育・保育給付認定に必要な市区町村民税の情報（同居・同敷地内の家族を含む。）及び世帯情報を閲覧すること、またその情報に基づき決定した利用者負担額について、保育所等に対して提供すること。 ２　申請に記入されている事項又は記載されている者について、保育所等に提供されること。 ３　保育を必要とする事由や世帯構成等に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。 ４　別紙「相馬市保育施設入所申込みに関する確認事項」の全てを確認したこと。 保護者氏名　　相馬　太郎 ※自署でない場合は、記名押印してください。

確認のうえ同意書に署名ください。

【保育園・児童クラブ用】
＜家庭状況調（父母用）　＞

保護者氏名	相馬　太郎	
児童氏名	生年月日	保育園名・児童クラブ名
相馬　春子	令和6年5月1日	○○保育園・児童クラブ
相馬　夏子	年　月　日	○○保育園・児童クラブ
	年　月　日	保育園・児童クラブ

※内容を確認する書類の提出をお願いします。（右端に記載の書類）

区分		父の状況	母の状況	提出書類
就労	就労	■正規社員（フルタイム勤務） □非正規社員［パート・アルバイト・嘱託・臨時・契約・派遣］ □自営業（個人事業主）□農業　□漁業 □専従者（家族従業員）□内職 □その他（　　）	□正規社員（フルタイム勤務） ■非正規社員（パート・アルバイト・嘱託・臨時・契約・派遣］ □自営業（個人事業主）□農業　□漁業 □専従者（家族従業員）□内職 □その他（　　）	「就労証明書」または「内職従事・支払証明書」 ※シフト制・変則勤務の場合は直近2か月分のシフト表の提出をお願いいたします。
	通勤交通手段所要時間	■自動車　□バイク　□自転車　□徒歩　□バス　□電車　□その他（　　） 出勤時：　時間 20 分間 退勤時：　時間 20 分間	■自動車　□バイク　□自転車　□徒歩　□バス　□電車　□その他（　　） 出勤時：　時間 15 分間 退勤時：　時間 15 分間	
	産休・育休（予定含む）	育休：　年　月　日～　年　月　日	産休：　R○年○月○日～ R○年○月○日 育休：　R○年○月○日～ R○年○月○日	
妊娠・出産			出産（予定）日　○○年○月○日	「病気（障害）・就学・出産申立書」等
病気・障害		傷病名・障害名 （　　） □入院中 □通院中（週　　回）	（　　） 回）	
就学		□大学・大学院　□高校　□職業訓練校 □その他（　　）	□大学・大学院　□高校　□職業訓練校 □その他（　　）	
親族の介護・看護		介護を受ける方の氏名 （　　） 介護をする方との続柄（　　） □同居（□在宅　□入院･入所　） □別居（□在宅　□入院･入所　）	介護を受ける方の氏名 （　　） 介護をする方との続柄（　　） □同居（□在宅　□入院･入所　） □別居（□在宅　□入院･入所　）	「介護（看護）状況申立書」等
災害復旧		□震災　□風水害　□火災 □その他（　　）	□震災　□風水害　□火災 □その他（　　）	「り災証明書」等
求職活動		□内定　有 年　月　日から勤務予定 □求職活動中　□入所等決定後求職活動	□内定　有 年　月　日から勤務予定 □求職活動中 □入所等決定後求職活動	「求職活動状況申立書」等
その他			令和○年○月○日復帰予定 繁忙期は2時間程度残業あり	

出産の予定がある方は出産（予定）日を必ず記入し、「病気・就学・出産申立書」に母子手帳の写しを添付してください。

【保育園・児童クラブ用】
＜家庭状況調（祖父母用）＞

保護者氏名	相馬　太郎	
児童氏名	生年月日	保育園名・児童クラブ名
相馬　春子	令和6年5月1日	○○保育園・児童クラブ
相馬　夏子	年　月　日	○○保育園・児童クラブ
	年　月　日	保育園・児童クラブ

※児童と同居または同敷地にお住まいの方については、内容を確認する書類の提出をお願いします。（右端欄に記載の書類）

区分		父方		母方		提出書類
続柄		祖父	祖母	祖父	祖母	
（不存在）		□死亡 □離婚	□死亡 □離婚	□死亡 □離婚	□死亡 □離婚	※児童と同居または同敷地にお住まいの方については、下記書類の提出をお願いします。
氏名		相馬　一郎	相馬　一子	福島　秋男	福島　冬子	
生年月日		□大正　■昭和 ○○年○月○○日	□大正　■昭和 ○○年○月○○日	□大正　■昭和 ○○年○月○○日	□大正　■昭和 ○○年○月○○日	
年齢		××歳	××歳	××歳	××歳	
居住状況（対象児童との状況）		■同居 □同敷地・隣接敷地 □別居（市内） □別居（市外）	■同居 □同敷地・隣接敷地 □別居（市内） □別居（市外）	□同居 □同敷地・隣接敷地 □別居（市内） ■別居（市外）	□同居 □同敷地・隣接敷地 □別居（市内） ■別居（市外）	
住所（別居の場合）			□左に同じ	福島市○○○○	■左に同じ	
就労	就労	■正規社員（フルタイム） □非正規社員 □自営業（個人事業主） □専従者（家族従業員） □農業 □漁業 □内職 □その他（　　）	□正規社員（フルタイム） □非正規社員 ■自営業（個人事業主） □専従者（家族従業員） □農業 □漁業 □内職 □その他（　　）	□正規社員 □非正規 □自営業 □専従者 □農業 □漁業 □内職 □その他（　　）	□正規社員 □その他（　　）	「就労証明書」または「内職従事支払証明書」等
	通勤時間	自宅→勤務地 片道　時間 15 分	自宅→勤務地 片道　時間 20 分	自宅→勤務地 片道　時間　分	自宅→勤務地 片道　時間 10 分	
病気・障害	傷病名等			椎間板ヘルニア		「病気（障害）・就学・出産申立書」ほか
	状況	□入院・施設入所 □通院・施設通所 □在宅	□入院・施設入所 □通院・施設通所 □在宅	■入院・施設入所 □通院・施設通所 □在宅	□入院・施設入所 □通院・施設通所 □在宅	
就学						
介護・看護	介護・看護の状況	介護を受ける方の氏名 （　　） 介護をする方との続柄 （　　） □同居（□在宅　□入院・入所） □別居（□在宅　□入院・入所）	介護を受ける方の氏名 （　　） 介護をする方との続柄 （　　） □同居（□在宅　□入院・入所） □別居（□在宅　□入院・入所）	介護を受ける方の氏名 （　　） 介護を □同居 □別居	介護を受ける方の氏名 （　　）	「介護（看護）申立状況
災害復旧						「り災証
求職活動						「求職活動状況申立書」等
その他						

祖父母と別居している場合も、市内・市外問わず必ず住所・就労先等を漏れなく記入しください。

就労や病気などに該当しない無職の祖父母等がいる場合には、児童を保育できない理由を「その他」欄に記入しください。

就労証明書

宛

証明日	西暦	年	月 日
事業所名			
代表者名			
所在地			
電話番号	—	—	
担当者名			
記載者連絡先	—	—	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄			
1	業種	□ 農業・林業 □ 漁業 □ 鉱業・採石業・砂利採取業 □ 建設業 □ 製造業 □ 電気・ガス・熱供給・水道業 □ 情報通信業 □ 運輸業・郵便業 □ 卸売業・小売業 □ 金融業・保険業 □ 不動産業・物品賃貸業 □ 学術研究・専門・技術サービス □ 宿泊業・飲食サービス業 □ 生活関連サービス業・娯楽業 □ 医療・福祉 □ 教育・学習支援業 □ 複合サービス事業 □ 公務 □ その他（ ）			
2	フリガナ				
	本人氏名			生年月日	年 月 日
3	雇用(予定)期間等	□ 無期 □ 有期	期間（無期の場合は雇用開始日のみ）	年 月 日 ～ 年 月 日	
4	本人就労先事業所	名称			
		住所			
5	雇用の形態	□ 正社員 □ パート・アルバイト □ 派遣社員 □ 契約社員 □ 会計年度任用職員 □ 非常勤・臨時職員 □ 役員			）
6	就労（固定就				
	就労（変則就				
7	就労 ※日数に有 時間数に保				
8	産前・産後 ※取得予				
9	育児休 ※取得予				
10	産休・育休 取				）
11	復職（予				
12	育児のた 勤務制度 ※取得予				
13	保育士等としての勤務実態の有無	□ 有 □ 有(予定) □ 無			
14	（雇用契約の）満了後の更新の有無	□ 有 □ 有(予定) □ 無 □ 未定			
15	入所内定時育休短縮可否	□ 可 □ 可(予定) □ 否			
16	育休延長可否	□ 可 □ 可(予定) □ 否			
17	単身赴任期間（予定含む）	年 月 日 ～ 年 月 日			
18	備考欄				
19	保護者記載欄	児童名	生年月日	施設名	□ 利用中 □ 申込中(第一希望)
			年 月 日		
		児童名	生年月日	施設名	□ 利用中 □ 申込中(第一希望)
			年 月 日		
		児童名	生年月日	施設名	□ 利用中 □ 申込中(第一希望)
			年 月 日		

勤務先事業主から就労状況について証明を受けて下さい。
（変則勤務の場合はシフト表を添付）

保護者名	相馬　太郎			
児童名	相馬　春子	生年月日　〇年　〇月　〇日	〇　〇　□保育園 ☑幼稚園 □児童クラブ	□利用中　☑申込中（第一希望）
児童名		生年月日　　年　　月　　日	□保育園 □幼稚園 □児童クラブ	□利用中　□申込中（第一希望）
児童名		生年月日　　年　　月　　日	□保育園 □幼稚園 □児童クラブ	□利用中　□申込中（第一希望）

内職従事・支払証明書

相馬市長・相馬市福祉事務所長　様

令和　〇年　〇月　〇日

住所：相馬市中村字〇〇〇〇

（従事者）氏名：　相馬　花子

児童との続柄：父・母・祖父・祖母・（　　）

この証明書は、教育保育給付認定申請、施設等利用給付認定申請、または児童クラブの利用申込等に必要な書類です。審査の際の重要な資料となりますので、お手数ですが下記事項に記入漏れのないよう証明願います。なお、証明していただいた内容について雇用主の方に照会させていただく場合がありますので、その際はご協力をお願いいたします。以下は、雇用主の方がご記入ください。

職　　種				
従事状況	年　　月　　日従事開始（□現在継続中　　□　　年　　月中止）			
仕事の内容（具体的に）				
従事場所				）
従事日数				
従事時間				時間
支払状況				円
				円
				円
	４月	円	１０月	円
	５月	円	１１月	円
	６月	円	１２月	円

雇用主に記入いただく欄です。

上記のとおり従事し、支払したことを証明します。

令和　　年　　月　　日

（雇用主）　所在地

事業所名

事業主

電話番号　（　　）　　―

保護者名	相馬　太郎				
児童名	相馬　春子	生年月日　R〇年　〇月　〇日	〇　〇	□保育園 ☑幼稚園 □児童クラブ	□利用中　☑申込中（第一希望）
児童名		生年月日　　年　　月　　日		□保育園 □幼稚園 □児童クラブ	□利用中　□申込中（第一希望）
児童名		生年月日　　年　　月　　日		□保育園 □幼稚園 □児童クラブ	□利用中　□申込中（第一希望）

該当項目をマルで囲んで下さい

病気（障害）・就学・出産申立書

相馬市長・相馬市福祉事務所長 様

令和　〇年　〇月　〇日

申請者　住所：相馬市中村字〇〇〇〇

氏名：　相馬　秋男

児童との続柄：父・母・祖父・祖母・（

私は、現在、下記のとおり相違ないことを申立てます。この申立ての内容に虚偽または事実となることがある場合には、承諾が取消しとなる場合があることに了承します。

病気（障害）申立書	傷病名	椎間板ヘルニア
	障害名	
	症　状	腰痛、下肢の疼痛、しびれ
	治療見込期間	□約　　週間　☑約　2　ヶ月間　□約　　年間　□不定
	治療状況	☑入院加療　〇〇年〇〇月〇〇日　～　〇〇年〇〇月〇〇日 □通院加療　週　　日　／　月　　日 生活状況（□通常生活　☑安静　□寝たきり）
	障害・介護の状況	□身体障害者手帳　　種　　級　番号（　　） □療育手帳　　記号（　　）番号（　　） □要介護認定証　（要介護　1・2.・3・4・5／要支援　1・2）
	添付書類	□処方箋、処方薬書の写し ☑入院等治療計画書の写し □身体障害者手帳、療育手帳、介護被保険者証等の写し □その他（　　） □診断書（＊状況により提出を求める場合があります）
就学申立書	学校等の名称	〇〇〇専門学校
	在学期間	〇〇年〇月〇〇日　～　〇〇年〇月〇〇日
	就学日数	週　5　日　／　月　20　日
	就学時間	9 時 00 分　～16 時 00 分
	添付書類	☑在学証明書等　□その他（　　）
出産申立書	出産日（予定日）	〇〇年〇〇月〇〇日　出産・出産予定
	休暇予定	産前休暇　〇〇年〇〇月〇〇日　～　〇〇年〇〇月〇〇日 産後休暇　〇〇年〇〇月〇〇日　～　〇〇年〇〇月〇〇日
	添付書類	☑母子健康手帳の表紙及び出産予定日の記載があるページの写し

事由の該当箇所に記入して下さい

保護者名	相馬　太郎			
児童名	相馬　春子	生年月日　R〇年　〇月　〇日	〇　〇　☐保育園 ☑幼稚園 ☐児童クラブ	☐利用中　☑申込中（第一希望）
児童名		生年月日　　年　　月　　日	☐保育園 ☐幼稚園 ☐児童クラブ	☐利用中　☐申込中（第一希望）
児童名		生年月日　　年　　月　　日	☐保育園 ☐幼稚園 ☐児童クラブ	☐利用中　☐申込中（第一希望）

介護（看護）状況申立書

相馬市長・相馬市福祉事務所長　様
令和　〇年　〇月　〇日

申請者　住所：相馬市中村字〇〇〇〇
氏名：相馬　太郎
児童との続柄：（父）・母・祖父・祖母・（　　）

私は、現在、下記のとおり介護（看護）していることを申立てます。この申立ての内容に虚偽または事実と異なることがある場合には、承諾が取消しとなる場合があることに了承します。

介護を受ける方・必要な方	氏　名	中村　一男			
	住　所	☐同居　☑別居（相馬市〇〇〇〇　　）			
	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日　（××）歳			
	介護者（申立者）との続柄	介護者の　実祖父・実祖母・（実父）・実母・兄弟姉妹・子 義祖父・義祖母・義父・義母・　その他（　　）			
	要介護度（介護認定を受けている場合）	☐要支援（　１・２　） ☑要介護（　１・２・３・４・５　）			
	利用しているサービス	☑デイサービス　週　2　回　☐ショートステイ　週　回 ☑ヘルパー　週 3 回朝晩のみ　☐その他（　　）週　回			
	障がい・傷病等の状況	身体障害者手帳　　級 傷病名			
介護の状況	介護している場所	☑自宅（介護する方・介護を受ける方）☐その他（　　）			
	介護が必要な理由	ひとり暮らしであり、ヘルパーがいない間介護が必要なため			
	介護必要性の内容	食事	☐一人でできる	☑一部介助	☐全介助
		衣服の着脱	☐一人でできる	☑一部介助	☐全介助
		入浴	☐一人でできる	☑一部介助	☐全介助
		排泄	☐一人でできる	☑一部介助	☐全介助
		屋内外の移動	☐一人でできる	☑一部介助	☐全介助
	介護の状況	介護日数：週　5　日／１ヶ月平均　20 日　時間：１日 4～6 時間			
	介護の日数・時間	☑月　11 時　00 分～15 時 30 分　・１日　4 時間　30 分			
		☑火　10 時　30 分～16 時 30 分　・１日　6 時間　00 分			
		☐水　　時　　分～　　時　　分　・１日　　時間　　分			
		☑木　10 時　30 分～16 時 30 分　・１日　6 時間　00 分			
		☐金　　時　　分～　　時　　分　・１日　　時間　　分			
		☑土　11 時　00 分～15 時 30 分　・１日　4 時間　30 分			
		☑日　10 時　30 分～16 時 30 分　・１日　6 時間　00 分			
		☑祝日　9 時　00 分～16 時 30 分　・１日　6 時間　00 分			

※添付書類　（状況により医師診断書の提出を求める場合があります）
・介護認定を受けている方・・・・介護保険証の写し
・身体障害者手帳を持っている方・身体障害者手帳の写し
・傷病の方の介護（看護）・・・・傷病の内容がわかる入院等治療計画書または処方箋や処方薬書の写し
・その他・・・・・・・・・・・・・精神障害者保健福祉手帳、特別障害者福祉手当、障害児福祉手当、療育手帳の写しなど

求職活動状況申立書

相馬市長・相馬市福祉事務所長　様

令和　　年　　月　　日

申立者　住所：　**相馬市〇〇〇〇　〇番地**

氏名：　**相馬　花子**

児童との続柄：父 (母)・祖父・祖母・（　　）

私は、下記のとおり求職活動であることを申し立てます。なお、教育保育給付認定、または施設等利用給付認定の決定後、決められた期間内に就労しない場合は、入園取消または認定取消となることについて異議申し立てしません。また、就労後は、すみやかに就労状況証明書を提出します。

求職活動の状況及び内容	■勤務先が内定している（後日、就労証明書提出） ・内定先名称：〇〇**工業** ・内定先住所：相馬市　〇〇〇〇 ・勤務開始予定日：　**令和**〇〇年　〇〇月　〇〇日から
	□現在、求職活動を行っている（　　年　　月　　日から活動開始） ・□すでに会社の面接に行った（合否決定待ち） ・□求人企業に応募中で、これから会社の面接に行く ・□ハローワークに通って（登録・相談）求職活動している（週・月　　回程度） ・□職場訪問等により求職活動している ・□募集広告や求人情報誌、インターネットの求人情報を検索し求職活動をしている ・□友人、知人より情報を得て求職活動している ・□これからハローワークに行く ・□その他（　　）
	□まだ行っていないが今後求職活動する予定
	□入園が決定したら求職活動する予定
	□職業訓練校、セミナー等の申込みをしている　開始時期：　　年　　月　　日
前職の状況	□勤めていなかった
	□勤めていた（期間：　**平成**〇〇**年**〇〇**月**　〇〇**日**　～　**令和**〇〇**年**〇〇**月**　〇〇**日**　） （事業所名：　㈱〇〇〇〇　　） 前職退職の理由 ・□閉業、倒産、事業所閉鎖など　　・■希望退職 ・□解雇　　・□出産、育児のため ・□契約期間満了　　・□その他（　　）

保育施設入所申込みに関する確認事項（新規申込者のみ）

	確　認　事　項	確認欄
1	申込内容が事実と異なる場合や虚偽があった場合は、入所決定の取り消しまたは保育の実施を解除（退所）します。	□
2	申込後、家庭状況（住所、家族構成、就労状況等）に変更が生じる場合は、速やかにこども家庭課に連絡してください。書類の提出が必要になります。	□
3	希望施設は、希望する順番に記入してください。希望施設として記入したにも関わらず入所決定後に入所を辞退した場合、その後の審査・調整において辞退していない方よりも（同点の場合）優先度が低くなります。	□
4	保育施設によって受入年齢が異なります。満 3 歳の年度末まで保育できる園と満６歳の年度末（就学前）まで保育できる園がありますのでよく確認のうえ申込みしてください。	□
5	原則として年度途中の転園はできません。入所後に転園を希望する場合は、翌年度の４月入所申込み時に転園希望として申込みしてください。	□
6	申込後に利用の意思・理由がなくなった場合や市外に転出する場合は、「入所申込取り下げ届」を提出してください。	□
7	就労での利用要件は、「月６４時間以上の労働を常態としていること」です。要件に該当しない場合は、就労を理由とした利用はできません。	□
8	求職活動で入所決定した場合、毎月活動状況の確認を行います（毎月こども家庭課に求職活動状況 求職 申立 なお 満た	□
9	妊娠 す。	□
10	育児 して なお、申込内容と異なる就労（転職や雇用形態・就労時間の変更等）は認められません。	□
11	保育料は１か月単位で日割りはありません。登園状況に関わらず、１か月分の保育料がかかります。毎月の保育料は納期限までに必ず各園に納入してください。未納が続く場合、保育の継続利用が困難になります。なお、相馬市では保育料の口座振替は行っておりません。	□
12	3～5 歳児の保育料は無償化です。なお、副食費は園に直接納入いただきます。	□
13	保育料は父母の税額により算定します。ただし、父母の収入額が基準に満たない場合や扶養の状況により、同居する祖父母等の税額を合算して保育料を算定する場合があります。	□
14	入所当初は児童が施設に慣れるため徐々に保育時間を延ばす「ならし保育」を行います。ならし保育期間中は認定された利用時間に関わらず早いお迎えとなります。	□
15	相馬市外から転入予定で申込みする場合、入所日までに必ず相馬市に転入してください。入所日までに転入できない場合、入所決定は取り消しとなります。	□
16	入所期間中であっても、長期欠席が１か月以上続く場合や入所要件を満たさなくなった場合（退職等により家庭内保育が可能と判断された場合など）は、保育の実施を解除(退所)となる可能性があります。	□

新規申込者のみ確認事項を全て確認し、「教育・保育給付認定申請書兼　保育施設等利用申込書」裏面の同意書に署名ください。

※注意事項※

新規の申込みの場合には個人番号の提供が必要になります。
申込みする児童と保護者、同居親族の個人番号及び氏名等を記入して申込み書類と一緒に提出してください。
提出の際は、窓口に提出に来た保護者の個人番号の確認と本人確認が必要になりますので、個人番号カードや身分証明書等をお持ちください。
なお、保護者以外の方が提出される場合には委任状が必要になりますのでご注意ください。